

●日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る必要な要件及び手続（抄）

〔平成18年11月21日
第16回科学者委員会決定〕

改正 平成22年 1月15日第19回科学者委員会決定
平成25年10月25日第33回科学者委員会決定
平成25年11月15日第34回科学者委員会決定
平成26年 4月10日第38回科学者委員会決定
平成27年10月20日第16回科学者委員会決定

日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）の指定に当たっては、日本学術会議協力学術研究団体規程（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定。以下「団体規程」という。）により、必要な要件及び手続を下記のとおり定めるものとする。

記

1 「指定」の通称の使用

団体規程における「称号の付与」については、「指定」と通称することとする。

2 協力学術研究団体として必要な要件の細目

(1) 学術研究の向上発達を図ることを主たる目的とするものであること。

次のようなものは対象外とする。

- ① 一定の思想、主義、主張の普及又は宣伝を主たる目的とするもの
- ② 趣味を目的とする同好者の集まりと認められるもの
- ③ 学術の研究が当該団体又は当該業種の事業目的の従たる目的に過ぎないと認められるもの
- ④ 営利を目的とすると認められた団体及びその附属機関
- ⑤ その他、先例等に照らして不相当と認めたもの

[×事例]

× 株式会社は、明らかに営利を目的としたものなので不相当

(2) 研究者（注）の自主的な集まりで研究者が構成員の半数以上であること。

次のようなものは対象外とする。

- ① 国、特殊法人、独立行政法人及び地方公共団体並びにこれらの設置した学校及び附属機関

- ② 学校法人の設置した学校及び附属機関
- ③ ①②の名称を冠したもののうち、実質的に、構成員の資格が特定の大学、学術研究機関その他の団体に所属する者（かつてこれらに所属していたものを含む。）となっているもの
- ④ 団体の研究が、研究者で行われているとは認められないもの
- ⑤ その他、先例等に照らして不相当と認めたもの

[×事例]

- × 個別の学術研究団体において学生のみ（又は学生が主体）で構成されているものは、研究者の集まりとは認められないので不相当
- × 個別の学術研究団体において大学等に所属すると自動的に当該団体の会員となるような団体は、自主的な集まりとは認められないので不相当
- × ○○大学△△学会（○○は大学名）というような名称で、役員も実質的に○○大学に所属するものとなっている学術研究団体は、○○大学と一体とみなされるので不相当

(3) 学術研究団体の役員の半数以上が構成員である研究者であること及び当該研究者が会費を負担することにより、学術研究団体の運営が研究者自身によって行われていると認められるものであること。ただし、会費の負担に関して、学術研究団体の連合体の場合はこの限りではない。

(4) 次の基準を具備する学術に関する機関誌を継続して年1回以上発行（電子発行を含む。）していること。ただし、学術研究団体の連合体の場合は、この限りではない。

- ① 人文科学、社会科学又は自然科学に関する学術の研究発表及び議論を主たる目的とするもの。次のようなものは対象外とする。
 - ア 予稿集、講演要旨集、会議用資料など
 - イ 団体又はその構成員の消息、意見等をその団体内に報告、交換することを主たる目的とするもの
 - ウ 文献紹介、図書目録等単なる資料集
 - エ 時事を報道論議することを主たる目的とするもの
- ② 発行の終期を予定し得ないもの
単行本の体裁、性質を有するものは対象外とする。
- ③ 学術に関する団体自身が発行するものとしての形態を具備しているもの
発行人が国、特殊法人、独立行政法人、地方公共団体及び学校法人並びにこれらの設置した学校及び附属機関、書店、出版社等であって、学術研究団体自身の発行するものとしての形態を具備していない次のようなものは対象外とする。
 - ア 刊行物の表紙の発行人が、△△大学××学部となっている。
 - イ 刊行物の表紙の発行人が○○学会となっても、奥付けの部分が△△大

学××学部となっているもの

ウ 学術研究団体が編集していても表紙の発行人が書店となっているもの

④ 広告の掲載量が全紙面の3分の1を超えないもの

(5) 学術研究団体の連合体の場合は、構成する学術研究団体のうち協力学術研究団体以外の団体について、それぞれが上記(1)から(4)の要件を満たしていること。

3 (略)

(注) 当該規程における「研究者」の具体的範囲は以下のとおりとする。

- ① 大学、高等専門学校、大学共同利用機関等において研究に従事する者
- ② 国立試験研究機関、特殊法人、及び独立行政法人等において研究に従事する者
- ③ 地方公共団体の試験研究機関等において研究に従事する者
- ④ 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等において研究に従事する者
- ⑤ 民間企業において研究に従事する者
- ⑥ その他、高度の専門性を有し、職務として研究に従事する者（①～⑤の非常勤職に就く者を含む）又は当該研究分野に関し、優れた業績を有する者